

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成16年分）

(1)	利子所得（源泉分離）	15%				
(2)	配当所得	① 株 式 等				
	イ 総合課税分	<table><tr><td>軽減税率適用分</td><td>7%</td></tr><tr><td>普通税率適用分</td><td>20%</td></tr></table>	軽減税率適用分	7%	普通税率適用分	20%
軽減税率適用分	7%					
普通税率適用分	20%					
	ロ 源泉分離分	15%				
(3)	割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は16%）				
(4)	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%				
(5)	給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額（略）				
(6)	退職所得	イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額表」（略） ロ 無申告の場合 20%				
(7)	報酬・料 金 等	イ 原稿料等（所得税法第204条1号） 弁護士、税理士等（同条2号） 職業野球選手、騎手等（同条4号） 芸能等についての出演、演出等（同条5号） 契約金（同条7号） ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条2号） 1回の支払金額1万円超 職業拳闘家（同条4号） 1回の支払金額5万円超 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号） 月中の支払金額12万円超 バーキャバレーのホステス（同条6号） （5千円×日数）を超える額 広告宣伝の賞金（同条8号） 1回の支払金額50万円超 競馬の馬主が受ける賞金（同条8号） （賞金額の20%+60万円）を超える額 ハ 診療報酬（同条3号）＝ 月分の支払金額20万円超 ニ 公的年金等（所得税法第203条の2） （（公的年金等の支払額）－（控除額）） ホ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条） （支払年金の額－その年金の額に対応する保険料 又は掛金の額）で25万円を超えるもの				

3-1 課税状況

(1) 課税状況

種類 \ 区分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	2,259,117	9,645	—	2,268,762
配 当 所 得	1,828,392	1,872	—	1,830,264
上場株式等の譲渡所得等	146,540	—	—	146,540
給 与 所 得	48,129,404	71,457	3,014	48,203,875
退 職 所 得	1,721,988	432	—	1,722,420
報 酬 ・ 料 金 等	3,409,362	4,001	8,953	3,422,316
非 居 住 者 等	284,344	964	—	285,308
計	57,779,146	88,369	11,967	57,879,482

調査対象等：平成16年分について、平成16年2月から平成17年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額と加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

種類 \ 年度	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等	非居住者等	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12	7,287,564	1,185,687	406,254	47,589,474	1,815,963	4,173,638	254,617	62,713,197
13	13,447,049	2,265,268	167,058	47,962,805	1,875,668	4,061,011	296,186	70,075,045
14	4,761,984	2,040,185	147,638	47,889,084	1,827,575	3,805,463	277,068	60,748,998
15	2,670,985	1,812,851	94,375	46,436,755	1,960,275	3,584,669	289,060	56,848,973
16	2,259,117	1,828,392	146,540	48,129,404	1,721,988	3,409,362	284,344	57,779,146

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	48,422	7,244	679
社 債	48,970	7,370	331,316
預 貯 金	郵 便 貯 金	12,464,450	1,991,357
	銀 行 預 金	1,545,226	168,738
	銀行以外の金融機関の預金利子	609,525	144,795
	勤務先預金の利子	495,100	—
合同運用信託の収益の分配	61,103	9,105	4,754
公社債投資信託の収益の分配	283	42	28
小 計	15,273,079	2,193,275	2,641,667
定期積金の給付補てん金等	354,856	53,264	—
匿名組合契約等に基づく利益	77,978	12,578	—
の分配、生命保険等の差益			
割引債の償還差益	—	—	—
計	15,705,913	2,259,117	2,641,667

調査対象等：この表は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までに利子等の支払者から提出された「利子等の所

(注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の
の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。

2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措
に規定する非課税分である。

3 「一般分の支払金額」の「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法41条の12（償還差益に対

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第
財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額
	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の 分配、基金利息の分配	11,057,187	1,828,392	947,683
証券投資信託の収益の分配及び 特定株式投資信託の収益の分配	—	—	—
計	11,057,187	1,828,392	947,683

調査対象等：この表は、配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払
収決定額に基づいて作成した。

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	千円	
1,198	50,299	7,244	公 債
53,595	433,881	7,370	社 債
30,595	14,486,402	1,775,649	預 貯 金
1,027,867	2,741,831	230,119	銀 行 預 金
487,913	1,242,233	91,246	銀行以外の金融機関の預金利子
—	495,100	72,500	勤務先預金の利子
8,597	74,454	9,105	合同運用信託の収益の分配
—	311	42	公社債投資信託の収益の分配
1,609,765	19,524,511	2,193,275	小 計
89,405	444,261	53,264	定期積金の給付補てん金等
—	77,978	12,578	匿名組合契約等に基づく利益
—	—	—	の分配、生命保険等の差益
—	—	—	割引債の償還差益
1,699,170	20,046,750	2,259,117	計

得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

ほか、租税特別措置法第4条（老人等少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等

置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等

扱課税は個人のみが適用を認められている。

する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれる。

10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者

源泉分離（選択）課税適用分		合 計		区 分
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	人	千円	
—	—	12,004,870	1,828,392	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配
—	—	—	—	証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
—	—	12,004,870	1,828,392	計

調書）、及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴

源泉所得税

(5) 給与所得・退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁			そ の 他			合 計		
		人 員	支払金額	源泉徴収額	人 員	支払金額	源泉徴収額	人 員	支払金額	源泉徴収額
給 与 所 得	俸給・給料・賃金等	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
	日雇労働者の賃金	114,087	432,812,350	17,177,701	412,804	980,802,853	30,756,639	526,951	1,413,615,204	47,934,341
	計		872,468	27,359		8,190,667	167,704		9,063,136	195,063
			433,684,818	17,205,061		988,993,521	30,924,343		1,422,678,339	48,129,404
退 職 所 得		5,315	41,748,821	908,533	6,427	28,393,387	813,455	11,742	70,142,209	1,721,988
給 与 所 得 と 退 職 所 得 の 合 計			475,433,639	18,113,594		1,017,386,908	31,737,798		1,492,820,548	49,851,392
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	—	—	—	—	—	—

調査対象等：平成16年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」、平成16年2月1日から平成17年1月31日までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのほっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収続きを猶予すること。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

（注）この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の課税状況

区 分			人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
			人	千円	千円
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	23,401	2,244,845	228,170
		弁護士、税理士等の報酬又は料金	19,347	10,900,118	1,127,851
		診 療 報 酬	1,108	17,698,095	1,532,597
		職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	5,443	6,045,059	311,088
		芸能等についての出演料の報酬又は料金	1,259	875,145	87,966
		バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	154	658,336	34,535
		契 約 金 ・ 賞 金	253	118,830	11,456
		小 計	50,965	38,540,428	3,333,663
	法第203条の2該当	公 的 年 金 等	7,164	10,166,385	72,860
	法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	1,527	666,856	2,746
	法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	42	3,411	93
計			59,698	49,377,080	3,409,362
災害減免法により徴収猶予したもの			—	—	—

調査対象等：平成16年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成17年4月までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」、平成16年2月から平成17年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

（注）この表は、標本調査に基づく推計値である。

(7) 株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
株式等の特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（源泉徴収選択分）	2,096,852	146,540

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(8) 非居住者等の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額
		課 税 分	非課税又は 免税分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	—	1,282	—	1,282	193
利益又は利益の配 当・剰余金の分配・ 基 金 利 息 の 分 配	一 般 分	731	93,410		9,347
	源泉分離選択課税適用分	—	—		—
	計	731	93,410	93,410	9,347
匿名組合契約等に基づく収益の分配	—	—	—	—	—
給 料 賞 与 等	651	682,398	109,341	791,739	101,521
退 職 所 得	1	—	—	—	—
役 務 の 報 酬	54	2,036	—	2,036	406
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価	20	49,360	—	49,360	7,404
著 作 権 の 使 用 料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	—	—	—	—	1,780
貸 付 金 の 利 子	—	—	—	—	1,364
不動産・採石権の貸付・租鉱権の設定 又は航空機・船舶の貸付による所得	233	532,227	—	532,227	107,369
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	8	392,595	—	392,595	39,259
機 械 等 の 使 用 料	—	—	—	—	—
人的役務提供事業の対価	111	78,506	—	78,506	15,700
生命保険契約等に基づく年金	—	—	—	—	—
賞 金	—	—	—	—	—
合 計	—	1,831,814	109,341	1,941,155	284,344

調査対象等：平成16年分の非居住者等の源泉所得税について、平成17年4月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調査）」、平成16年2月から平成17年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

（注）この表の「公社債・預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

署名	所得区分	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
那覇		2,009,304	903,341	120,409	22,894,558	1,130,593	2,497,449	118,334	29,673,987
平良		13,848	5,350	5,242	1,215,645	26,540	20,748	1,756	1,289,129
石垣		9,329	12,969	—	1,144,482	12,370	31,562	—	1,210,712
北那覇		85,320	535,488	4,220	10,762,213	274,849	453,700	17,433	12,133,223
名護		26,042	86,736	1,662	2,894,967	70,520	99,085	20,513	3,199,525
沖縄		115,273	284,508	15,008	9,217,539	207,114	306,819	126,308	10,272,570
計		2,259,117	1,828,392	146,540	48,129,404	1,721,988	3,409,362	284,344	57,779,146

調査対象等：各税務署の課税状況について、平成16年2月から平成17年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

(平成17年6月30日現在)

署名	区分	利子所得	配当所得	給与所得	報酬・料金等	非居住者等
		件	件	件	件	件
那覇		137	254	6,933	5,850	41
平良		11	10	925	487	2
石垣		11	21	952	528	0
北那覇		83	288	4,942	4,249	25
名護		36	31	1,671	1,191	11
沖縄		105	148	5,497	4,149	69
計		383	752	20,920	16,454	148

3-2 民間給与実態統計調査結果（抜粋）

民間給与実態統計調査の説明

1 この3-2における表は、平成16年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、沖縄国税事務所管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国より大きくなることに留意すること。

なお、この調査結果の詳細については、「平成16年分税務統計から見た民間給与の実態」（平成17年9月刊行）を参照されたい。

2 調査の対象は、平成16年12月31日現在の給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）であるが、次のものは調査対象から除外した。

① 労働した日又は時間によって給与の全額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者 ② 公務員 ③ 公団、公庫等の職員 ④ すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

3 標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階から成っている。

(1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従業員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所に調査票を送付した。

(2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

（参考） 事業所の従事員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区 分 階 層	事務所の従事員 数 等 の 区 分	全体としての事業 所 の 抽 出 率 ①	事業所における給 与 所 得 者 の 抽 出 率 ②	全体としての給与 所 得 者 の 抽 出 率 ① × ②
	人			
第 1 層	1 ～ 9	1/400	1/ 1	1/400
第 2 層	10 ～ 29	1/200	1/ 2	1/400
第 3 層	30 ～ 99	1/ 60	1/ 5	1/300
第 4 層	100 ～ 499	1/ 15	1/ 20	1/300
第 5 層	500 ～ 999	1/ 3	1/ 50	1/150
第 6 層	1,000 ～ 4,999	1/ 1	1/100	1/100
第 7 層	5,000 人 以上	1/ 1	1/200	1/200
第 8 層	本 社	1/ 1	1/ 10	1/ 10

（注）「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

規模別・業種別給与所得者数及び平均給与額

区 分		年 間 月 平 均 給 与 所 得 者 数	う ち 1 年 勤 続 者	
			給 与 所 得 者 数	平 均 給 与 額
企 業 規 模 別		人	人	千円
個 人		20,279	17,668	2,584
株 式 会 社 (資本金階級別)	2,000万円未満	66,919	58,416	3,026
	2,000万円以上	50,854	40,443	3,500
	5,000万円 〃	21,653	19,459	3,962
	1 億 円 〃	40,960	31,021	3,656
	10億 円 〃	26,558	24,661	4,033
そ の 他 の 法 人		108,385	85,846	3,239
合 計		335,608	277,514	3,358
事 業 所 規 模 別				
10 人 未 満		52,723	48,120	2,571
10 人 以 上		63,706	59,898	3,122
30 人 〃		85,581	63,919	3,609
100 人 〃		85,691	66,235	3,739
500 人 〃		23,880	19,905	3,861
1,000人 〃		18,529	15,235	3,710
5,000人 〃		5,498	4,202	2,268
合 計		335,608	277,514	3,358
業 種 別				
建 設 業		20,402	18,739	3,548
織 維 工 業		—	—	—
化 学 工 業		128	132	9,244
金 属 機 械 工 業		2,715	3,129	1,479
そ の 他 の 製 造 業		17,229	15,430	3,468
卸 小 売 業		88,360	65,974	2,957
金 融 保 険 ・ 不 動 産 業		20,791	19,893	3,508
運 輸 通 信 公 益 事 業		42,556	39,528	4,103
サ ー ビ ス 業		136,594	109,066	3,333
農 林 水 産 ・ 鉱 業		6,833	5,623	2,759
合 計		335,608	277,514	3,358